

## 第50号議案

### ふじみ野市印鑑条例の一部を改正する条例

ふじみ野市印鑑条例（平成17年ふじみ野市条例第130号）の一部を次のように改正する。

第16条第4項中「第2条第7項に規定する個人番号カード」の次に「、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書」を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年6月1日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

## 提案理由

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）の施行に伴い、条文を整備するため、ふじみ野市印鑑条例の一部を改正したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。